

改正意匠法の施行 (3)

意匠実務はどう変わる？ポイントの解説

三好内外国特許事務所
弁理士 安立 卓司

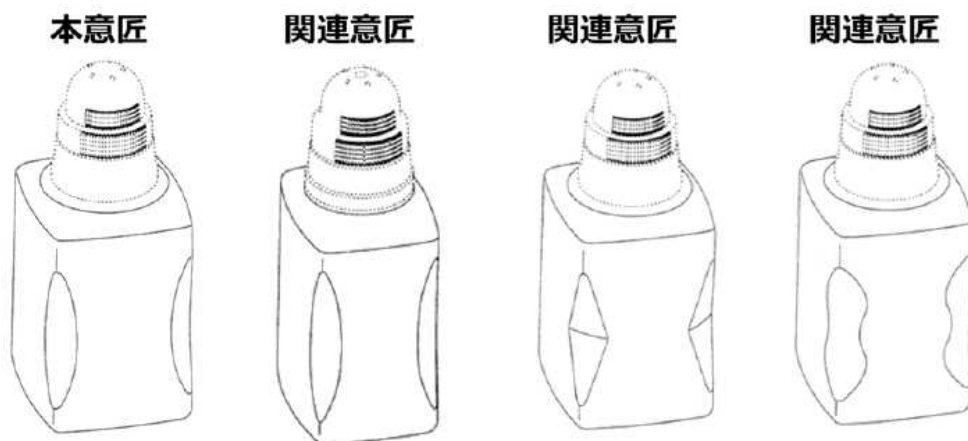


4. 関連意匠制度の拡充

(1) 従来に関連意匠制度と問題点

関連意匠制度は、以前から存在する。自らの出願意匠又は登録意匠のうち1つを選択して本意匠とし、これに類似する意匠を関連意匠として、本意匠とは別個独立に意匠登録できる制度である。関連意匠制度をうまく活用することにより、本意匠を中心としたバリエーションの意匠群について、適切に保護することができる。

関連意匠登録事例：包装用容器



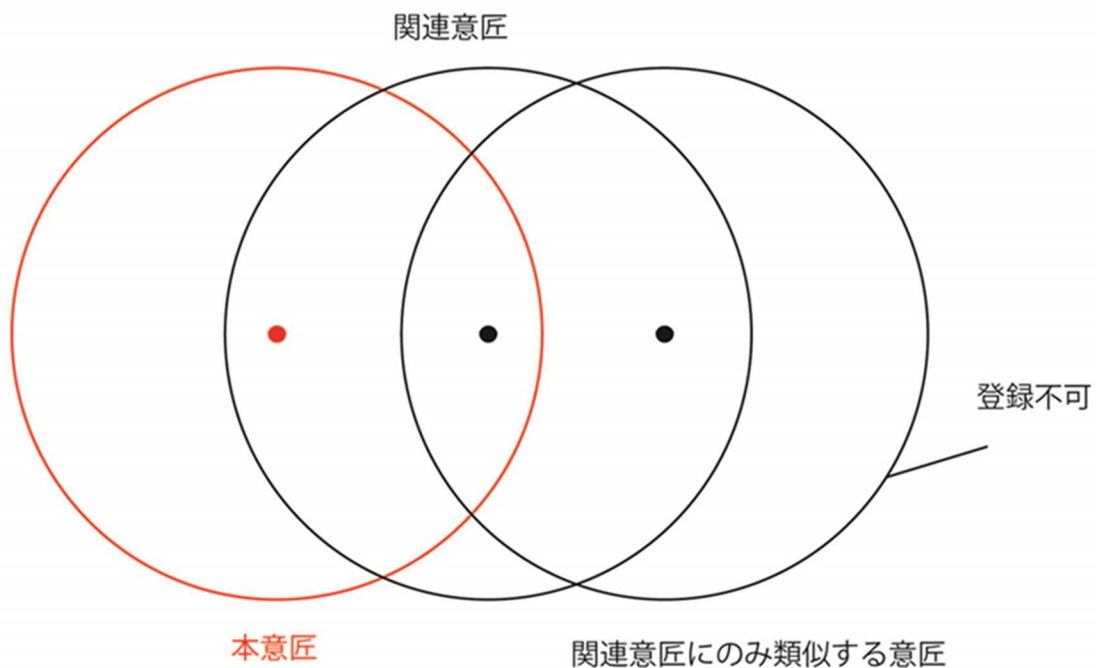
登録1375955号 登録1387035号 登録1387038号 登録1387037号

特許庁審査基準説明会資料より引用

しかし、従来の関連意匠制度には、2つの大きな制約があった。

一つは時間的な制約。関連意匠の出願ができるのは、本意匠の意匠公報が発行される前までだった。つまり、関連意匠の出願ができる期間は、通常1年もない。近年はオリジナルデザインについて時間をかけて変形させていき、ブランドイメージを構築するデザイン手法が増えており、このような場合には関連意匠制度を活用できなかった。

もう一つは保護範囲の制約。関連意匠にのみ類似する意匠は、意匠登録できなかった。

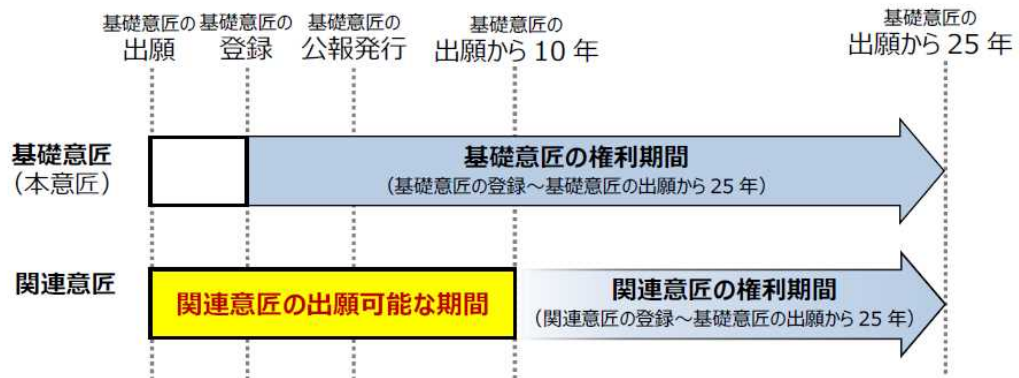


(2) 改正法及び改訂審査基準のポイント

今回の改正は、上記2つの制約を解こうとするものである。

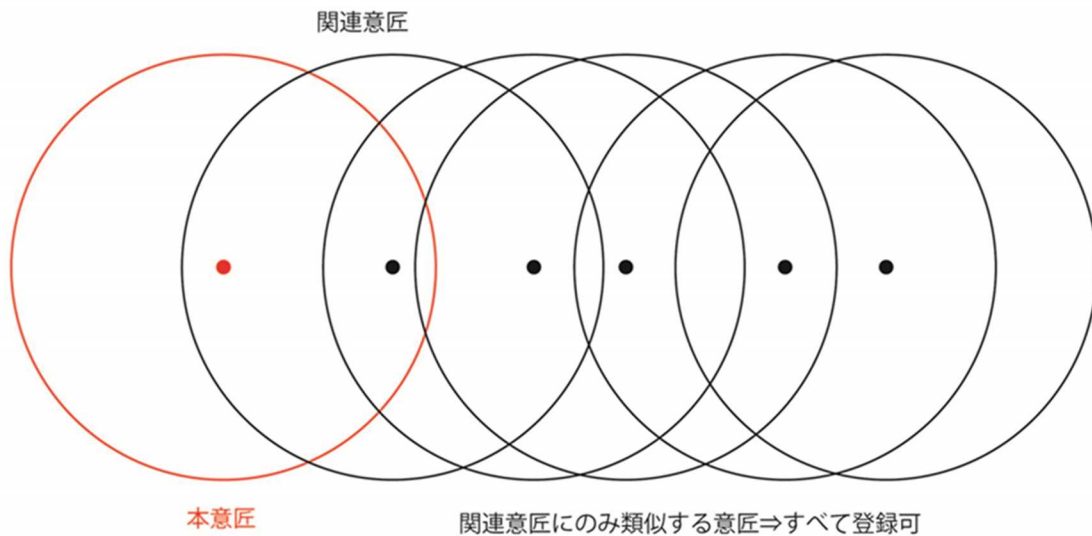
①関連意匠の出願可能期間が本意匠の出願日から10年に

改正後の関連意匠制度



特許庁審査基準説明会資料より引用

②関連意匠にのみ類似する意匠が登録可能に



③関連意匠出願について自己の公知意匠の一部が引例から除外に

関連意匠の出願について、自己の公知意匠のうち本意匠と同一又は類似のものは、新規性及び創作非容易性の判断において、引例から除外される。今回の改

正で、本意匠の出願日から10年間、関連意匠の出願が可能になったが、10年もあれば、本意匠と同一又は類似の意匠を出願人自身が公知にしている可能性が高い。何ら手当てをしないと、関連意匠の出願をしても、自分自身の公知意匠を引例として、新規性又は創作非容易性が否定されることになる。そこで、今回の改正により、自分自身の公知意匠を引例から除外することになった。

ここで「自己の意匠」とは、関連意匠の出願人自らが意匠権又は意匠登録を受ける権利を有している意匠をいう。したがって、他人が権利を有している意匠が公知になった場合、当該公知意匠は引例から除外されない（従来通り）。

(3) コメント

今回の改正により、関連意匠の保護は手厚くなったが、制度としてはとても複雑になった。上述の内容は、改正の要点を述べたにすぎず、実務においては考慮すべき要素が多岐に渡る。なにしろ、本意匠を出願してから最長10年の出願プロジェクトが発生し得るのである。その間に起こり得る事象をすべて計算し尽くすのは困難かもしれないが、出願人及び実務家の長期的な戦略眼が問われることになる。